

2020年6月29日
団体年金事業部

厚生年金保険法の標準報酬月額等級区分の改定等に関する政令案（仮称） に関する御意見募集（パブリックコメント）

2020年6月23日付で厚生労働省より、厚生年金保険法の標準報酬月額の等級区分の改定等に関する政令案（仮称）がパブリックコメントに付されました。

主たる改正内容は、以下のとおりです。

- ・ 2020年9月1日から適用する標準報酬月額の等級区分について、現在の最高等級（第31級：620,000円）の上にさらに1等級（第32級：650,000円）を加える。
- ・ 同日から適用される標準賞与額の最高限度額を現行と同額の150万円と定める。

パブリックコメントの詳細につきましては下記のリンク先にてご確認ください。

なお、パブリックコメントの募集期限は2020年7月22日（水）となっております。

【ご参考】パブリックコメント手続のURL

○厚生年金保険法の標準報酬月額等級区分の改定等に関する政令案（仮称）に関する御意見募集（パブリックコメント）について

→<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495200121&Mode=0>

以上